

質問回答

2019年1月7日

「パレスチナ理数科教育の質改善プロジェクト」

(公示日:2018年12月19日 / 公示番号:180573)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2 プロポーザル作成に係る留意事項 p.9 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (1)コンサルタント等の法人としての経験、能力	1)類似業務の経験「注)類似業務：に係るO/D、B/D、D/D、S/V」とあります。これらO/D、B/D、D/D、S/Vは何を意味するでしょうか。	こちらは無償案件の場合適用されるもので本件は該当しませんので、「途上国における理数科教育に係る各種業務」に訂正させていただきます。 なお、ご参考まで各略語の意味は以下の通りです。 O/D:概略設計(調査)、B/D:基本設計(調査)、D/D:詳細設計(調査)、S/V:施工監理・実施監理
2	第3 業務の目的・内容に関する事項 p.24 7. 報告書等 (1)報告書等	「学力達成度分析結果報告書」と「授業分析結果報告書」の部数のところに「 」があります。これは何を意味するでしょうか。 同じく「学力達成度分析結果報告書」と「授業分析結果報告書」の部数のところが和文と英文となっています。しかし、パレスチナの教育・高等教育省の多くの職員、ならびに視学官、教員は英語を十分理解できません。これら二つの報告書の対象者が、視学官、教員にまでおよぶ場合、英文ではなくアラビア語とし、そのアラビア語翻訳料を見積りに計上するのはどうでしょうか。	「 」は誤りですので、削除させていただきます。 また、「学力達成度分析結果報告書」と「授業分析結果報告書」の部数は、それぞれ和文2部・英文4部に加えて、アラビア語4部を作成・提出することとします(英文の提出も必要です)。アラビア語への翻訳料も見積りに含めて下さい。
3	同上 7. 報告書等 p.24 (1)報告書等	レポート名「供与教材・教具に関する提案書」の提出期限が「2020年2月上旬」になっていますが、これは「2020年2月下旬」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、2020年2月下旬に訂正します。

4	<p>第 3 業務の目的・内容に関する事項 p.25</p> <p>7. 報告書等 (3)コンサルタント業務従事月報</p> <p>ウ WBS (Work Breakdown Structure)</p>	<p>「ウ WBS (Work Breakdown Structure)」とはどのような内容を示せば良いのでしょうか。</p>	<p>下記資料の第 6 章 6-1, 6-2 (P.75-82)や参考資料 6(P.168-186)を参照ください。</p> <p>事業マネジメントハンドブック独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所</p>
5	<p>第 4 業務実施上の条件 p.27</p> <p>5. 再委託</p>	<p>『これらのうち、(1)と(3)の業務に関しては、コンサルタントによる実施か再委託かに関わらず、別見積もりとする。(2)の業務は本見積もりに含めること。』とあります。</p> <p>そのうち「(1)授業分析業務(理科・算数)」をコンサルタントによる実施にする場合でも、ここの見積りは別見積りにするということですが、その場合、この業務を担当するコンサルタントの国内作業日数分にかかる経費を別見積りにするという理解で良いでしょうか。</p> <p>また、この「(1)授業分析業務(理科・算数)」に係るコンサルタントの国内作業日数分を別見積りにすることは、この業務を担当するコンサルタントの国内作業日数は 26 ページの「2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)」のところに「(1)業務量の目途」にある 16.3M/M に含めなくても良いのでしょうか。</p> <p>加えて「(3)授業分析ビデオ翻訳業務」をコンサルタントによる実施とした場合、これは「一般業務費の中の費目」(例えば、「資料等作成費」の中の「資料翻訳料」)で見積り、さらにこれを別見積りに含めることで良いでしょうか。</p>	<p>「(1)授業分析業務(理科・算数)」を、再委託ではなくコンサルタントが実施する場合は、現地での撮影や各種調整業務を除いた、「授業ビデオを視聴・分析し報告書を作成する業務」にかかる作業日数分の経費(基本的に国内作業を想定)を別見積もりとして下さい。当該業務にかかる作業日数は、「(1)業務量の目途」に記載のとおり、16.3M/M には含んでおりません。当該業務を担当するコンサルタントの国内作業日数のすべてを別見積りにするのではなく、他の業務にかかる国内作業日数は、通常どおり本見積もりに含めて下さい。</p> <p>「(3)授業分析ビデオ翻訳業務」に関しても、コンサルタントによる実施の場合、当該業務にかかる作業日数分の経費(基本的に国内作業を想定)を別見積もりとし、本見積もりには含めないで下さい。翻訳会社等に外注する場合も別見積もりとして本見積もりには含めず、その費目は、プロポーザルの段階では「資料翻訳料」や「再委託費」等でも構いません。</p>